

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、認定放送持株会社である当社のもと、報道機関としての社会的責任を果たし、新たなメディア・コンテンツと生活・文化を生み出す“豊かな時を提供する企業”であり続けることを将来のあるべき姿と捉えます。

このようなビジョンのもと、経営計画に基づき事業を推進することによって、長期的に安定した業績の向上を図り、社会への貢献度をより高め、ステークホルダーとの関係を重視することが、当社及び当社グループの企業価値を増すことになると認識しております。

そのためには、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と業務執行を実現し、経営の透明性と健全性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実が必要と考えます。

また、株主、投資家の皆様には、公平かつ適時・適切に情報を開示することで、資本市場の信頼性を高めるよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-10】

当社は、役員の指名や報酬等に関して、全12名の取締役の内5名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会において、十分に審議を行っております。現在の仕組みで適切に機能していることから任意の指名委員会・報酬委員会等の諮問委員会等を設置していません。今後必要に応じて、その是非を含めて検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社および当社グループは、個別の政策保有株式の保有の合理性については定期的に取締役会において検証を行い、投資先との関係・取引状況・協業機会・シナジー効果及び市場の動向や投資先企業の業績を絶えずチェックし、保有意義の薄れてきた銘柄については、随時見直します。政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当社および当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、適切に議決権を行使します。

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引については、当該取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会にて決議します。また、「会社法計算書類」及び「有価証券報告書」の「関連当事者との取引」を記載するために、取引の有無について確認するアンケート調査も毎年実施し、取引を管理する体制を構築しています。

また、「取締役会規程」において、当社取締役との間で直接取引を行う場合その他の会社法に定める利益相反取引に該当する取引については、取締役会における承認を得なければならない旨を定めています。

上記に該当しない取引であっても、役員や主要株主との間で取引が発生する場合には、その取引の重要性や性質に応じ、原則として取締役会の承認を得ることとします。

【原則2-6】

当社及び当社グループ会社の一部では、従業員一人ひとりが自由に資産を形成できる「企業型確定拠出年金制度」を採用しています。

【原則3-1】

当社及び当社グループは、会社の意思決定の透明性・公正性の確保と実効的なコーポレート・ガバナンスの実現という観点から、法令に基づく適切な開示以外にも、様々な機会を通じて情報開示の充実に努めています。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、1952年に我が国初の民間テレビ放送免許を獲得し、翌1953年に本放送を開始しました。当社及び当社グループは「創意工夫、無駄排除、信賞必罰」を社訓とし、2013年からは「見たい、が世界を変えていく。」をコーポレート・メッセージとして掲げ、魅力ある番組をお届けするよう心掛けています。

当社及び当社グループは、「日本テレビグループ 中期経営計画 2019-2021 日テレeVOLUTION」として2021年度をゴール年度とする経営計画を策定しています。日本テレビグループは、磨き上げてきた最強のコンテンツ制作力を成長のエンジンとし、映像コンテンツ事業はもとより、「テレビという枠」を超えて、イベント事業、生活・健康関連事業、教育事業など、“国民の生活を豊かにする”コンテンツ・サービスを幅広く提供し、人々の生活時間接触No.1を目指す、「総合コンテンツ企業」へと進化することを目標とします。

「中期経営計画」の概要につきましては、当社ホームページにて開示しています。

https://www.ntvhd.co.jp/ir/library/toshokaiji/pdf/20190516_1.pdf

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご覧ください。

<https://www.ntvhd.co.jp/ir/governance>

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は「取締役報酬規程」を定めており、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、各取締役の報酬額を毎年決定しています。取締役の報酬に関しては、1年ごとに業績や経営内容を考慮し、全12名の取締役の内5名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会の決議のもとで授権を受けた代表取締役が決定しています。

常勤取締役の報酬は「定額部分」「評価部分」「会社業績連動部分」「株価連動部分」で構成されます。「定額部分」は役位によって、「評価部分」は個人の業績に応じ、「会社業績連動部分」は当期純利益に連動します。「株価連動部分」は当社の株式取得を目的とする定額の金銭報酬で、役員持株会を通して当社株式を購入するものとしています。社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は「定額部分」のみです。

各監査役の報酬については、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

なお当社は、現在の仕組みで適切に機能していることから報酬委員会等の諮問委員会等を設置しておりませんが、今後、その是非を含めて検討していきます。

詳しい記載は、当社の「有価証券報告書」第一部第4[4.コーポレート・ガバナンスの状況等](4)「役員の報酬等」をご覧ください。

https://www.ntvhd.co.jp/ir/data/securities/pdf/valuable_securities_052.pdf

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 方針について

当社の取締役会は、経営陣幹部の選任・解任と取締役・監査役候補の指名について、適正に実行しています。

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、当社の取締役会メンバーとして当社及び当社グループの事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するためにも、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えています。

このような観点から、当社は当社及び当社グループの事業やその課題に精通する者を、一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として選任・指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として選任・指名することを基本姿勢としています。

また、当社は、取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保すると共に、意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役・監査役の員数を取締役18名以内、監査役5名以内とすることを定款により定めています。

なお解任に関しては、その機能を発揮していないと認められた場合、職務懈怠で企業価値を毀損させた場合、資質が認められない場合、健康上の理由から職務継続が難しい場合、公序良俗に反する行為を行った場合等において、取締役会において解任の審議を行うものとします。

2. 手続について

取締役会は、取締役・監査役候補者の選任については、原則として代表取締役の提案を受け、当該人物が取締役・監査役としてふさわしい見識と高度な専門性を有し、多様な知識・経験・能力を持つ優れた人物かを、全12名の取締役の内5名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会で審議の上、選任・指名しています。

解任に関しては、上記8名の社外役員が参加する取締役会で審議します。

(v) 役員指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

本年度の取締役・監査役の候補者の選任理由は、当社ホームページにおいて公表している「定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。

https://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/pdf/87_2.pdf

【補充原則4 - 1(1)】

当社は、法令または定款の他、取締役会規程において取締役会にて決定することが定められている事項、並びにこれに準ずる事項(その重要性及び性質等に鑑みて、取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項)を除いて、当社の業務執行に関する決定を、当社代表取締役をはじめとする当社の経営陣に委任しています。

【原則4 - 9】

当社は、独立社外取締役の独立性基準として東京証券取引所上場規程第436条の2で規定する「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役」の要件に加え、原則「4 - 8」で述べた「幅広い知見や高い見識、客観的な視点からの監督が重要」であるとの考えから、当社の取締役会において率直かつ建設的な助言、監督が可能な高い専門性と豊富な経験及び実績を有した方であることを重視しています。

【補充原則4 - 11(1)】

当社の取締役会のメンバーについては、当社及び当社グループの事業やその課題に精通する社内出身の取締役が一定数必要であることに加え、幅広い分野からの知見や高い見識に基づく社外取締役による監督が必要であると考えており、バランスに配慮しています。当社には現在女性取締役は就任していませんが、過去に選任された実績があり、多様性と適正規模を引き続き両立させる現方針を継続します。「原則3 - 1(iv)」及び「4 - 8」に基づく開示をご覧ください。

【補充原則4 - 11(2)】

当社の社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の兼職状況は、当社ホームページに掲載の「株主総会招集ご通知」、および当報告書にて公表しています。

https://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/pdf/87_2.pdf

【補充原則4 - 11(3)】

取締役会事務局は、取締役会の実効性について確認を行うため、各取締役に対して、当社の経営・財務・リスク管理に係る情報が適切に提供されているか、業績を踏まえた意思決定が行われているか、監督機能が働いているか、当社取締役会における議案の内容やその数、個々の資料や説明は適切であるか、最高経営責任者等の後継者に求められる資質等とは何か、という点をアンケート項目とし、更に各取締役に対して、事前の情報提供を行うと共に、取締役会事務局が定期的にヒアリングおよびアンケートを行います。

アンケート結果の内容としては、当社の経営・財務・リスク管理に係る情報提供は適切であり、業績を踏まえた適切な意思決定が行われていること、各取締役の業務執行、意思決定プロセスについて監督機能は働いており、取締役会における資料や議題についての説明も適切であるとの評価を頂いています。

また、去年から追加された「最高経営責任者等の後継者に求められる資質等」については、現時点で当社にとって必要とされる資質を選択式で選んで頂いた上で、自由に記載していただく形を取りました。その結果、「イノベーション、戦略思考」を特に重要とする回答が前回よりも増えております。

【補充原則4 - 14(2)】

当社は、社内出身の取締役・監査役については就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令及びインサイダー取引規制等、コンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施しています。

また、就任後は必要に応じて外部の専門家や有識者を招き、その時々テーマに即した取締役・監査役勉強会の場を設けるよう努めています。新たに就任した社外取締役・社外監査役に対しては、当社及び当社グループの事業・財務・組織等を十分に説明し、その後も役割・責務を実効的に果たしていただくために、ヒアリングの際等に適宜資料をお渡しする等、当社及び当社グループの事業環境等について理解をいただくよう努めます。

【原則5 - 1】

株主との建設的な対話を促進し、中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図るため、以下のような施策を実施しています。

(i)株主との対話促進は、IR担当の取締役を置く他、経理担当取締役、総務担当取締役も協力することとしています。

(ii)社内関連部署による横断的な委員会、ワーキンググループを設置し、適宜密接に連絡を取り、情報の共有や開示資料の作成等を行っています。

(iii)個別面談以外の対話として、テレフォン・カンファレンスや決算説明会を開催している他、ホームページ上で四半期ごとの決算説明資料の掲載と、経営陣等による説明会開催時の動画配信を行い、個人投資家にも出席者と同等な情報を開示しています。

この他株主情報として、株式の状況、外国人持株比率、適時開示情報等を掲載しています。また、コーポレート・レポートを発行しホームページに掲載している他、株主総会においては丁寧な回答を心掛けています。

<https://www.ntvhd.co.jp/ir/index.html>

(iv)株主、投資家からのご意見等は、内容に応じて担当部署間で共有すると共に、IR部が適宜担当取締役にフィードバックを行っています。

(v)株主、投資家の皆様との対話において、一部の株主、投資家の皆様に対してのみ重要情報を提供することが無いよう、情報管理の徹底に努めています。当社においては役職員等を対象とした「インサイダー取引防止規程」を設けており、取締役につきましては就任時の研修でインサイダー取引防止についての注意喚起を図るほか、職員については毎年インサイダー取引防止研修を行っています。また、社内での重要情報の扱いについては、当社内部情報管理規則に基づき、内部情報管理票を作成するなど情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社読売新聞グループ本社	37,649,480	14.45
讀賣テレビ放送株式会社	17,133,160	6.57
株式会社読売新聞東京本社	15,939,700	6.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,871,800	4.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,474,200	4.02
学校法人帝京大学	9,623,720	3.69
株式会社NTTドコモ	7,779,000	2.98
株式会社リクルートホールディングス	6,454,600	2.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,418,537	2.46
株式会社よみうりランド	5,236,000	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

<外国人持株調整株式について>
 当社が放送法第161条の規定に従い、株主名簿に記載し、または記録することを拒否した株式(外国人持株調整株式)は、10,869,300株です。
 (2020年3月31日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 恒雄	他の会社の出身者							○	○			
山口 寿一	他の会社の出身者							○	○			
今井 敬	他の会社の出身者											
垣添 忠生	その他											
真砂 靖	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

渡辺 恒雄		株式会社読売新聞グループ本社代表取締役主筆(現) 株式会社読売新聞東京本社取締役(現)	同氏を社外取締役を選任しているのは、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験に加えて、メディア・関連事業全般にわたる高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくためです。同氏は、当社の筆頭株主である株式会社読売新聞グループ本社の代表取締役を兼務しておりますが、当社と株式会社読売新聞グループ本社は、財務及び事業の方針に関して相互に独立した意思決定をしています。また、当社の取締役会においては、同氏より実効性・適正性のある提言・意見を頂戴しており、社外取締役として経営の監督等の職務を適切に遂行していただいております。
山口 寿一		株式会社読売新聞グループ本社代表取締役社長・販売担当(現) 株式会社読売新聞東京本社代表取締役社長(現) 株式会社読売巨人軍取締役オーナー(現)	同氏を社外取締役を選任しているのは、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験に加えて、メディア・関連事業全般にわたる高度な専門的知識と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。また、メディア事業のコンプライアンス関連を含むさまざまな分野に精通していることから、当社グループの企業価値に寄与するものであると判断し、社外取締役として就任をお願いしております。
今井 敬	○	日本製鉄株式会社社友名誉会長(現) 日本生命保険相互会社社外監査役(現)	同氏を社外取締役を選任しているのは、企業経営者・財界人としての豊富な経験に加えて、高度な専門的知識と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。当社取締役会においては、同氏より実効性・適正性のある提言・意見を頂戴しており、独立性の高い社外取締役として、経営の監督等の職務を適切に遂行していただけたと考え、独立役員に指定しております。
垣添 忠生	○	公益財団法人日本対がん協会会長(現) 公益財団法人医用原子力技術研究振興財団理事長(現) 株式会社カナミックネットワーク社外取締役(現)	同氏を社外取締役を選任しているのは、医学界に止まらない幅広い見識及び高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくためです。同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、国立がんセンター(現 国立研究開発法人国立がん研究センター)総長として同団体の運営に長年携わった経験と見識を生かして、実効性・適正性のある提言・意見を頂戴しており、独立性の高い社外取締役として、経営の監督等の職務を適切に遂行していただけたと考え、独立役員として指定しております。
真砂 靖	○	弁護士(現) 西村あさひ法律事務所オブカウンセル(現) 三井不動産株式会社社外監査役(現) 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社社外監査役(現) 株式会社読売新聞グループ本社監査役(現) 株式会社読売巨人軍監査役(現)	同氏を社外取締役を選任しているのは、行政機関における豊富な経験と財政・金融・経済・法務全般にわたる幅広い見識と高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくためです。同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、元財務事務次官、弁護士としての経験と見識を生かし、当社取締役会において、実効性・適正性のある提言・意見を頂戴していることから、独立性の高い社外取締役として、経営の監督等の職務を適切に遂行していただけたと考え、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	５名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

○ 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画の概要について会計監査実施前に説明を受けております。また、監査役は会計監査人による監査の実施過程において監査手続の実施状況や監査上の問題点について情報交換を行い、監査終了後は会計監査の結果について説明を受けております。

○ 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。監査役会事務局所属の従業員は、兼務として業務監査室の室員を務め、監査役の職務の補助を行います。監査役は内部監査部門である業務監査委員会と緊密な連絡を保っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
兼元 俊徳	弁護士													
村岡 彰敏	他の会社の出身者									○	○			
大橋 善光	他の会社の出身者									○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
兼元 俊徳	○	弁護士(現)	同氏を社外監査役に選任しているのは、行政機関における豊富な経験及びコンプライアンス・法務全般にわたる幅広い見識をもって、当社経営の監視をしていただくためであります。同氏は、元国際刑事警察機構(ICPO)総裁、弁護士として、企業経営を監視する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
村岡 彰敏		株式会社読売新聞グループ本社副社長・経営管理・ネットワーク担当(現) 株式会社読売新聞東京本社代表取締役副社長(現) 株式会社読売巨人軍取締役(現)	同氏を社外監査役に選任しているのは、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験に加えて、メディア・関連事業全般にわたる高度な専門的知識と幅広い見識をもって、当社経営の監視をしていただくためであります。

大橋 善光	読賣テレビ放送株式会社代表取締役社長 (現)	同氏を社外監査役に選任しているのは、新聞社と放送局の経営、言論人としての豊富な経験、メディア・関連事業全般にわたる高度な専門的知識と幅広い見識をもって、当社経営の監視をしていただくためであります。
-------	---------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。
 なお、社外役員の属性情報に関する記載に際し、当社取締役会への付議の必要がない取引等については、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと考えられることから、原則として記載を省略することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
-------------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

常勤取締役の報酬は「定額部分」「評価部分」「会社業績連動部分」「株価連動部分」で構成されます。「定額部分」は役位によって、「評価部分」は個人の業績に応じ、「会社業績連動部分」は当期純利益に連動します。「株価連動部分」は当社の株式取得を目的とする定額の金銭報酬で役位によって定められており、役員持株会を通して当社株式を購入するものとしています。なお、各報酬の支給割合の決定方針は定めておりません。また、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は「定額部分」のみです。「会社業績連動部分」に係る指標に当期純利益を選択している理由は、一事業年度に計上されるすべての収益から、すべての費用を差し引いて計算される利益であり、企業活動の最終的な成果として重要性を持つためです。なお、当期純利益は、特別利益・特別損失を加算・減算し、法人税等を控除して計算されることから、目標値を定めておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。
 役員報酬等の総額：取締役(社外取締役を除く)377百万円(支給人員8名)。
 監査役(社外監査役を除く)17百万円(支給人員1名)。
 社外取締役・監査役114百万円(支給人員11名)。
 注1. 2020年3月末現在の人員は、取締役13名、監査役4名であります。
 2. 上記の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分給及び賞与は含まれておりません。
 3. 2008年6月27日開催の第75期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額950百万円以内(うち社外取締役110百万円以内)、監査役の報酬額は年額72百万円以内と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は「取締役報酬規程」「監査役報酬規程」を定めており、株主総会の決議による報酬の範囲内で、取締役及び監査役それぞれの報酬額を毎年決定しています。各取締役の報酬に関しては、1年ごとに業績や経営内容を考慮し、全12名の取締役の内5名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会の決議のもとで授權を受けた代表取締役が決定しております。各監査役の報酬に関しましては、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。なお、直前事業年度における取締役の個別報酬の決定については、上記に従い、株主総会後の取締役会において、代表取締役に委嘱しております。
 常勤取締役の報酬は「定額部分」「評価部分」「会社業績連動部分」「株価連動部分」で構成されます。「定額部分」は役位によって、「評価部分」は

個人の業績に応じ、「会社業績連動部分」は当期純利益に連動します。「株価連動部分」は当社の株式取得を目的とする定額の金銭報酬で役位によって定められており、役員持株会を通して当社株式を購入するものとしています。なお、各報酬の支給割合の決定方針は定めておりません。また、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は「定額部分」のみです。

「会社業績連動部分」に係る指標に当期純利益を選択している理由は、一事業年度に計上されるすべての収益から、すべての費用を差し引いて計算される利益であり、企業活動の最終的な成果として重要性を持つためです。なお、当期純利益は、特別利益・特別損失を加算・減算し、法人税等を控除して計算されることから、目標値を定めておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、総務・人事管理局に取締役会の運営事務局を置き、社外役員の担当窓口としてサポートを行うと共に、監査役会及び監査役の業務補佐を行う独立セクション・監査役会事務局を設け、専従スタッフを配置してサポートする体制を整えています。

社外取締役と社外監査役に対しては、必要に応じて常勤役員が議案の事前説明等を行う他に、経営戦略局、総務・人事管理局、経営管理局、監査役会事務局等の関連部署が適宜補足説明や資料提供を行う等情報の伝達を行い、社外からの経営監視が機能する体制を確保できるように努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社及び当社グループは、認定放送持株会社である当社のもと、国民の共有財産である電波資源を基にした放送に携わる企業グループとして、公平・公正さを保ち、迅速・正確な情報を発信する事を通して、全てのステークホルダーから「信頼」されるサービスの提供を心がけながら事業を行っております。

メディア・コンテンツ業界のトップカンパニーとして「良質なコンテンツの創造」「新たな文化の創造」「豊かな社会の創造」さらに「夢ある未来の創造」の四つの創造の実現に努めてまいります。

このような経営方針のもと、経営計画に基づき事業を推進することによって、長期的に安定した業績の向上を図り、社会への貢献度をより高め、ステークホルダーとの関係を重視することが、当社及び当社グループの企業価値を増すことになると認識しております。経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と業務執行を実現し、経営の透明性と健全性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を目指します。

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針をはじめ、株主の権利・平等性の確保、政策保有株式に関する方針、関連当事者間の取引、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、情報開示の充実と透明性の確保、当社の取締役会等の責務、株主との対話について、コーポレートガバナンス・コードの諸原則を踏まえた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、「コーポレート・ガバナンス報告書」とともに、当社ウェブサイトにて開示しています。

当社は監査役会設置会社であり、取締役会による取締役の業務執行の監督、ならびに監査役及び監査役会による取締役の業務執行の監査を基本とする経営管理組織を構築しております。

当社は、独立性の高い社外取締役と社外監査役を複数名選任し、取締役の職務執行について、監査役の機能を有効に活用しながら、妥当性の監督を社外取締役が補完することによって経営監視機能の強化を図るべく、現在の体制を採用しております。

取締役会の構成は、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全12名のうち5名を会社法第2条第15号に定める社外取締役としております。また、監査役会においても、取締役会からの独立性を高め、業務執行に対する監査機能を強化するため、監査役全4名のうち3名を会社法第2条第16号に定める社外監査役としております。なお、常勤監査役吉田真氏は、メディア・関連事業全般にわたる高度な専門的知識を持ち、当社グループ会社の経営者としての実績と、財務及び会計に関する相当程度の知見、監査能力を有するものであります。

当事業年度においては、取締役会を7回開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、監査役会を8回開催し、各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役会その他重要な会議への出席や、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行の監査をしております。

当社では、コーポレート・ガバナンスを確かなものにするため、以下の委員会・組織等を設けております。

「業務監査委員会」は、管理監督を任務とし、内部監査と内部統制システムの評価に努めております。同委員会は取締役会から独立しており、委員長である代表取締役社長・杉山美邦、及び副委員長である取締役・一本哉で構成されています。また、実務を担当する部署として「業務監査室」を設置しております。

「コンプライアンス委員会」は、法令・定款・企業倫理の遵守、透明性の高い企業活動を推進するために設置しております。同委員会は、委員長である代表取締役社長・杉山美邦、副委員長である取締役・玉井忠幸、及び委員会メンバーとして全常勤取締役と全局長、並びにオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織されております。

「内部統制委員会」は、金融商品取引法に基づいて日本テレビグループ全体の内部統制を統括することを目的として設けられております。委員長である代表取締役社長・杉山美邦、及び副委員長である取締役・石澤嗣、委員会メンバーとして全常勤取締役と全局長、並びに海外法人を除く全連結子会社の代表取締役で組織されております。また、内部統制の整備と運用に関する業務全般を担当する部署として「内部統制推進事務局」を設置しております。

さらに、「グループ経営戦略会議」は、グループ一体となった法令等の遵守体制、リスク管理体制及び効率的職務執行体制を構築し、運用することを目的として設置されています。議長である取締役・一本哉、参加メンバーとして常勤取締役と、主要グループ会社の代表取締役で組織されています。

コーポレート・ガバナンス体制への第三者の関与状況については、当社は企業経営及び日常業務に関し、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じ助言を求めることにより、法的リスクの管理体制を強化しております。また、監査法人との間で会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査法人は独立の立場から監査を実施しています。

監査役監査の状況は次の通りです。

監査役会は、取締役会からの独立性を高め、業務執行に対する監査機能を強化するため、監査役全4名のうち3名を会社法第2条第16号に定める社外監査役としております。また、常勤監査役吉田真氏は、メディア・関連事業全般にわたる高度な専門的知識を持ち、当社グループ会社の経営者としての実績と、財務及び会計に関する相当程度の知見、監査能力を有しています。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役会その他重要な会議への出席や、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行の監査をしています。

内部監査の状況は次の通りです。

当社の内部監査は、「日本テレビホールディングス 内部監査規程」に基づき業務監査委員会が策定した「監査年度計画」に沿い、業務監査室が当社及び当社グループ会社を対象として実施しております。また、業務監査室は、通報制度「日テレHDホットライン」等に関連して必要と判断された事項に関しても、適宜調査・監査しております。

監査結果は監査報告書に集約され、業務監査室が業務監査委員会に報告した後、常勤取締役会において業務監査委員長から当該担当取締役に改善指示が出され、対象会社・部署が講じた業務の適切性及び内部統制の有効性の是正措置を業務監査室がフォローアップしております。なお、監査報告書及び監査関連文書は「日本テレビホールディングス 内部監査規程」に従い適切に管理・保存しております。

業務監査室には専任として9名の従業員が配属されており、他1名が監査役会事務局を兼務しております。監査役及び会計監査人とは、随時情報交換を行うなど相互に緊密な連携を保っております。

当社は「会社法」及び「金融商品取引法」に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。直前事業年度における会計監査の体制は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

公認会計士の氏名等 指定有限責任社員 業務執行社員 広瀬 勉・秋山 謙二・大井 秀樹

所属する監査法人 有限責任監査法人トーマツ

監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等3名、その他8名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社とし、取締役会による取締役の業務執行の監督、並びに監査役及び監査役会による取締役の業務執行の監査を基本とする経営管理組織を構築しています。

取締役の職務執行については、監査役機能を有効に活用しながら、妥当性の監督を社外取締役が補完することによって、経営監視機能の強化を図っています。

取締役会の構成においては、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、豊富な経験と幅広い見識を持つ、独立性の高い複数の社外取締役を配置しています。

独立社外取締役の独立性基準は、東京証券取引所の定める基準によります。さらに上記の基準に加えて、独立社外取締役の選任にあたり、当社及び当社グループの事業が多様な分野と接する機会の多いテレビ放送事業を中核とするため、当社取締役会において率直かつ建設的な助言、監督が可能な高い専門性と豊富な経験及び実績を有する者を複数選任することとしています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月開催の定時株主総会においては、法定基準日の1日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の定時株主総会より導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社の専用ホームページにおいて、議決権電子行使が行える環境を整備しております。また、2016年度より、株式会社「C」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加し、機関投資家や海外投資家の皆様が、電磁的方法によってより速やかな電子行使を行っていただけるよう、環境を整えました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、英訳版を作成し、東京証券取引所と当社ホームページに掲載いたしました。
その他	新型コロナウイルスの感染と拡散予防に対応する記載を加えるため、昨年度よりも招集通知の作成に日数を要しました。発送は法定基準日の1日前となりましたが、東京証券取引所には日本語版・英訳版を10日前に提出、併せて同日、当社ウェブサイトにも掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	開示方針を当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ホームページ上に四半期ごとの決算説明資料と、代表者等によるアナリスト・機関投資家向け説明会の動画を掲載しており、個人投資家の皆様にも出席者と同等な情報を開示しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算にあわせて決算説明会を開催し、代表者等が、国内外の機関投資家、アナリスト等に向けて説明にあたっております。2019年は2月、5月、11月に説明会を開催いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	個別面談の実施、及び証券会社主催のカンファレンス等に参加の機会があれば出席し、海外投資家の理解を得るよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報として https://www.ntvhd.co.jp/ir/index.html に四半期ごとの決算情報、決算説明会資料、株主情報として株式の状況、外国人持株比率、報告書(中間・期末)、またコーポレート・レポートやIRからの最新情報、適時開示情報等を掲載しております。その他に企業情報として https://www.ntvhd.co.jp/pressrelease/index.html にプレスリリース資料を掲載。投資判断にも影響を与える重要情報等を載せております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略局IR部専任の社員で実務にあたっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社会的影響力が大きい報道機関としての高い公共性を有していることを自覚し、良質な番組制作に努めることで、視聴者・広告主に対する責任を果たすことを基本方針としています。株主、投資家に対しては、経営環境の変化に対応する迅速な意思決定と業務執行に努め、持続的な企業価値の向上に努めています。また、2004年7月に制定・発効した「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の中で、視聴者・国民への奉仕、取引先との健全・良好な関係の保持、安全・健康な職場環境の維持等を行動憲章として規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	具体的には、CSR活動として、情報リテラシー啓発と被災地支援を行っています。 メディアリテラシーの出張授業「情報の海の泳ぎ方」は、小学校から大学、そしてインターナショナルスクールなどで30回開催しました。 読売新聞社とのコラボなどニーズに応じたアレンジを加えて、インターネット時代に「正しい情報をどう見極めるか」について、参加者と一緒に考える取り組みを行っています。 被災地支援の活動としては、西日本豪雨の被災地で、10年以上の実績を誇る「日テレ体験教室」（技術スタッフがテレビ中継や編集の仕組みについて実演を交えて見せる出張授業）や 日本テレビとネット局のアナウンサーやキャスターが日本語をテーマにしたワークショップを行う「よみひと知らず」を実施し、メディア企業としての社会貢献を行っています。 また、ルーヴル美術館とは20年以上の長きにわたりパートナーシップを築いており、2018年から2034年までの期間、 4年ごとに日本で大規模なルーヴル美術館展を開催することで合意するなど、文化や芸術の発展に向けて取り組んでいます。 さらに事業の中核となっている地上波放送では、40年以上の歴史を重ねる「24時間テレビ」を継続していくとともに 数多くのレギュラー番組で「自然保護」「自然との共生」をテーマにした内容をお伝えしてきました。 「自然保護」のみならず、より良い社会づくりにつながる取り組みを「Good for the Planet 地球にいいこと」ととらえ 今後も身近な番組から発信していきます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	2004年7月に制定・発効した「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の行動憲章の中で、企業情報の開示項目として「国民・社会が正当に必要としている情報を適時に適切な方法で開示し、公正で透明な企業活動を行う」と規定しております。
その他	当社は、以前より社員の多様性の確保に取り組んでおります。新卒採用におきましては、ここ5年平均で女性の採用数は全体のおよそ43%となっており、女性の管理職への登用も、目標を2015年度から5年間で2%アップと設定しております。また、労働環境の改善にも取り組み、ワークスタイルチャレンジを推進しております。在宅勤務制度の活用推進のほか、育児休業制度・育児時の勤務時間短縮制度は法律の要求を上回る水準となっております。障がい者の雇用についても、雇用率は法定を上回っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「日本テレビ・コンプライアンス憲章」を制定し、当社及び当社グループの常勤役員・従業員が宣誓します。また、その徹底を図るため、経営戦略局、総務・人事管理局、経営管理局を中心に役職員に対する教育等を行います。
取締役及びオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令・定款・企業倫理の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めます。
法令上疑義のある行為等について、通常の報告ルートを整備するとともに、当社及び当社グループの従業員が直接情報提供や調査要請を行う通報制度としてのホットライン「日テレHDホットライン」を設置しています。
取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役、社外監査役による牽制機能を重視し、取締役会の活性化等コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。
「業務監査委員会」を設置し、会社業務の内部監査及びコーポレート・ガバナンスの検証を行います。
反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規則」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、定められた期間保存します。文書等の取扱所管部は総務・人事管理局とし、各局等に情報資産管理責任者及び情報資産実務担当者を置き、管理します。
取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」及び「危機管理委員会」を設置し、前者において全社的なリスク管理を行い、後者において新たに生じた危機について迅速に対処します。
当社グループでは、災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組みます。
特に、地震等非常時に緊急放送を行うことは当社グループの使命であり、放送機能を維持、継続するための設備・体制を整えとともに、「首都圏危機対応マニュアル」を制定し、それに基づいた実地訓練を行います。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務分掌、りん議規程等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
また、当社と利害関係を有しない社外取締役により、業務執行についての牽制機能が働くようコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における法令・定款の遵守、経営・事業内容の総合的戦略の構築とその実施・運営及び職務執行の効率化に関する事項全般を取り扱う「経営戦略局グループ推進部」を設置し、グループ一体となった法令・定款の遵守体制、リスク管理体制及び効率的職務執行体制を構築するよう管理します。
「日本テレビホールディングス グループ管理規程」を作成し、グループ会社の損失の危機の管理体制に関する基本事項を定めるとともに、グループ会社から当社に対し重要事項の報告を行うための体制を整備します。
グループ会社の代表者等で構成する「グループ経営戦略会議」を定期的開催し、業務の適正を確保するとともに、情報の共有化と職務執行の効率化を図ります。
グループ会社の役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じ監査役を補助する従業員を監査役会事務局に配置するものとし、当該従業員は監査役の指示に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとします。
監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。
監査役会事務局所属の従業員は、監査役の職務の補助の他、兼務として業務監査室の室員を務めます。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する従業員は、当社及び当社グループの業務の執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事考課は監査役が実施し、人事異動・懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとします。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役は、内部監査の実施状況を踏まえ、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を監査役に報告します。
当社の従業員は、当社及び当社グループに影響を及ぼす事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、通常の報告ルートに加え、通報制度である「日テレHDホットライン」により、監査役又は経営管理局に直接報告することができます。グループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者についても同様とします。
「業務監査委員会」は、内部監査の結果に加え、当社の従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員からの報告内容を定期的に監査役に報告します。
これらの報告を行った当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。
9. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、常勤取締役会に出席し、常勤取締役との意見の交換を行います。
監査役は、グループ会社の代表者等で構成される「グループ経営戦略会議」に出席することができます。
監査役は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができ、これらのために要する費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還を当社に請求することができるものとし、当該請求がなされたときは、当社は監査役の判断を尊重して当該費用の前払い又は償還に応ずるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の「行動憲章」に、「反社会的な団体・個人への対応」として、「私たちは、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行いません」と定め、当社及び当社グループの常勤役員・従業員が憲章を遵守する旨、宣誓しています。また、その徹底を図るため、当社の総務・人事管理局、経営戦略局、経営管理局を中心に従業員に対する教育等を行っています。

反社会的勢力への対応部署は総務・人事管理局とし、警察当局、顧問弁護士等の外部機関と連携して体制を整備するとともに、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理にも努めています。

警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナーには総務・人事管理局の社員を中心に積極的に参加し、その内容を部署内で周知しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社においては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいり所存であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる際には、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様との検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、前記「 - 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」を併せてご覧ください。前記以外の追記事項は次のとおりです。

(1) 「日本テレビ・コンプライアンス憲章」における企業情報開示への取り組みについて

当社は、2004年7月には「日本テレビ・コンプライアンス憲章」を制定し、以下の行動憲章で企業情報開示への取り組みを規定し、全従業員が下記の宣誓を行いました。

「（前略）

（企業情報開示） 私たちは、機密情報や守秘義務のある情報（取材源を含む）を除き、国民・社会が正当に必要としている情報を適時に適切な方法で開示し、公正で透明な企業活動を行います。」

これら情報開示についての積極的な取り組みを具体的な行動に反映させるために、当社の取締役会では、企業情報開示についての意識強化、また最新情報を伝達する目的で、定期的に研修会を開催しています。

(2) その他の業務面の取り組み

当社の決算情報の開示に関わる主な部局は、総務・人事管理局総務部（株式業務）、経営戦略局IR部（IR業務・経営情報の適時開示）、経営管理局経理部（決算業務・「有価証券報告書」などの作成）であります。

決算情報の開示については、これら部局の担当者を中心とする常設の組織として、2005年3月に「決算業務連絡委員会」を発足させ、決算情報の適切な開示に向けての作業を一元的に行っています。

具体的な作業としては、決算期ごとに開示についての必要項目・問題点等を事前に検討・確認いたします。その際、必要に応じて証券代行機関とも緊密な協議を行っています。

また、会計監査人の判断が必要となる事項については適宜会計監査人の意見を求めていくと共に、常時会計監査人にチェックポイント・チェック項目の提示をお願いして、社内のチェック機能を徹底強化します。なお会計監査人との間では定期的な監査作業時だけでなく、日常的に会合を持ち、決算・開示について遺漏なきよう連携をとっています。

決算情報以外の一般的な決定事実・発生事実の開示についても、本委員会で扱うこととし、関東財務局、東京証券取引所、監督官庁である総務省の指導や伝達内容についても、本委員会のメンバーが即座に同一レベルで認識し対応できるように、連絡体制を構築しております。

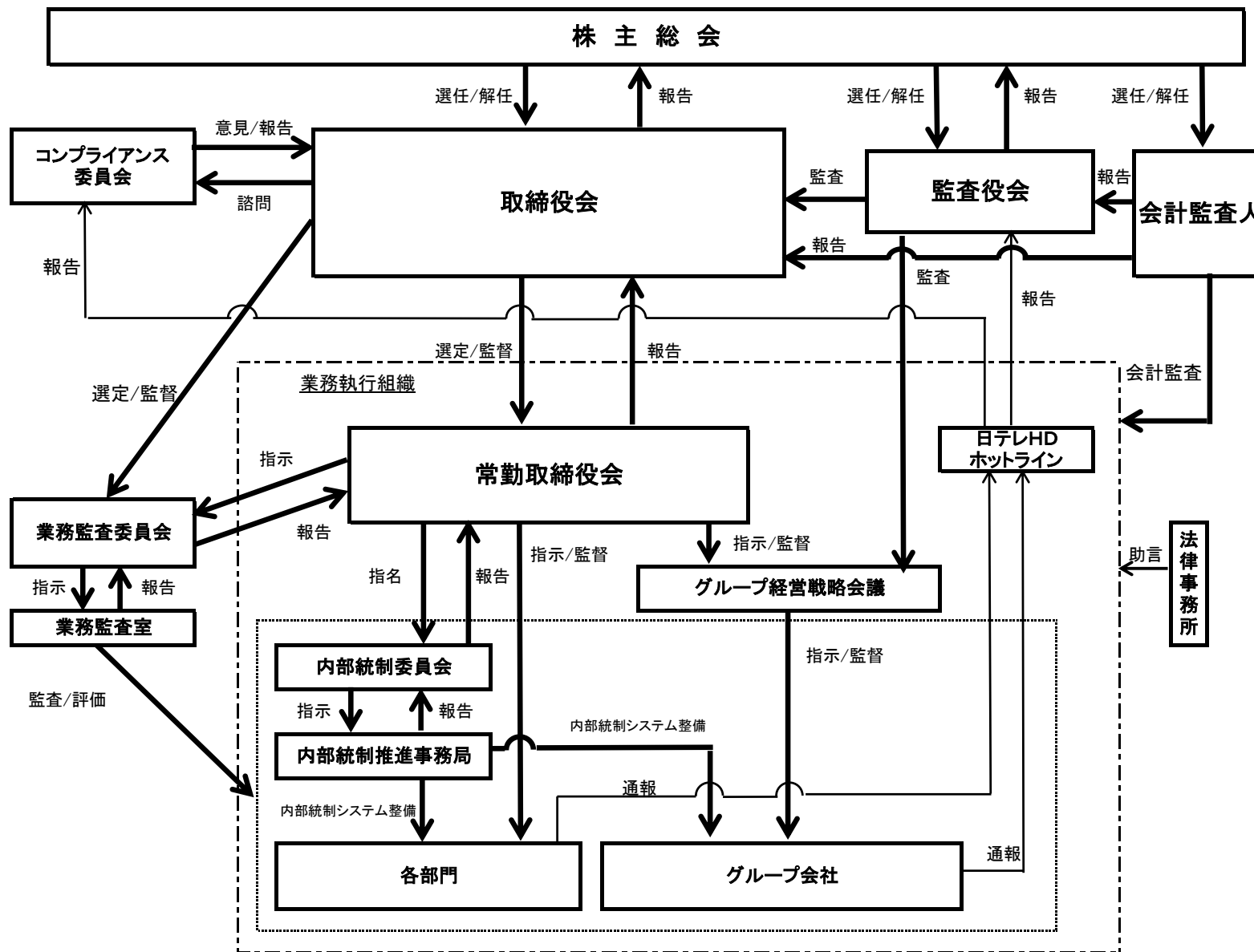
また財務諸表規則の改訂など、開示に関連した規則の変更に対応するため、公認会計士資格をもった従業員を中心に、定期的に勉強会を開催し、情報開示の関係者が常に最新の情報を認識理解して、業務処理のスキルアップを図れる体制をとっております。

(3) 親会社等の情報開示についての体制

当社の「非上場の親会社等（親会社または上場会社である当社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）」に当たるのは、「株式会社読売新聞グループ本社」です。同社の決算に関する情報ほか、適時開示すべき情報についての、当社の体制について説明いたします。

まず「決算情報」に関しては、株式会社読売新聞グループ本社の経理部門と、当社の経営管理局経理部が連絡を取り合い、「財務諸表」「親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況」の情報を開示のタイミングに合わせて入手することとなっています。なお、株式会社読売新聞グループ本社は「有価証券報告書」を作成していません。

その他の「非上場の親会社等に係る開示項目」については、株式会社読売新聞グループ本社の担当部署と当社の総務・人事管理局総務部が適宜連絡を取り、確認をすることとなっております。



【適時開示体制の概要】

